

# Hiroshima NOW

11

やさしい日本語 No. 31

2024

## 「児童扶養手当」の内容が広がります

「ひろしま市民と市政」10月1日号 (P2)

「児童扶養手当」とは、ひとり親家庭※1などのこどもをそだてている人がもらうことができるお金です。

2024年11月分の「児童扶養手当」から所得限度額※2と3人目からのこどもの加算額※3が上がります。

※1 「児童扶養手当」とは、夫や妻がいない女性または男性が18歳までのこども（または20歳までの障がいがあるこども）を育てている人

※2 手当などをもらうことができる所得<＝はたらいてもらうお金>の金がかくが決まっています。決められている所得の金がかくよりたくさん所得がある人は、手当などをもらうことができなかつたり、もらうことができる手当の金がかくが少なくなつたりします。この決められた所得の金がかくのこゝを「所得限度額」といいます。

※3 「加算額」とは、さいしょにもらうお金に追加して、もらうことができるお金のこゝです。

### ■ 所得限度額が上がります

「児童扶養手当」には、「全部支給」と「一部支給」の2つがあります。これは、前の年にもらつた所得などで決まります。

2024年11月分からは、下のようによつち変わります。

### 「児童扶養手当」をもらうことができる人の所得の限度額

（孤児<父親と母親のどちらもいないこども>をそだてている人は、下の表には入りません。）

前の年に扶養している家族の数	くぶん区分	ぜんぶしきゅう 全部支給		いちぶしきゅう 一部支給	
		がつぶん 10月分まで	がつぶん 11月分から	がつぶん 10月分まで	がつぶん 11月分から
0人	にん	490,000円	690,000円	1,920,000円	2,080,000円
1人	り	870,000円	1,070,000円	2,300,000円	2,460,000円
2人	り	1,250,000円	1,450,000円	2,680,000円	2,840,000円

所得の限度額が上がつたこゝで、これまで所得の限度額をよりたくさん所得があつて児童扶養手当をもらうことができなかった人が、手当をもらうことができるよつちになります。

- 3人目からの こどもの加算額が 上がります  
2人目までの こどもと 同じ加算額に なります。

	10月分まで	11月分から
全部支給	6,450円	10,0750円
一部支給	3,230円～6,440円	5,380円～10,740円

※児童扶養手当の 一部支給の金がかは 所得の金がかくて 決まります。

くわしいことは、広島市役所のホームページを見てください。

または 住んでいる区の区役所の福祉課に 問いあわせてください。

広島市役所のホームページ：<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/84/4612.html>



### 区役所の福祉課

区	Tel.	区	Tel.
中区	082-504-2569	安佐南区	082-831-4945
東区	082-568-7733	安佐北区	082-819-0605
南区	082-250-4131	安芸区	082-821-2813
西区	082-294-6342	佐伯区	082-943-9732